

まわる市民協働

「こどもの権利」を実践する居場所づくり事業

公募要項

まわる市民協働では、本巣市を中心として「こどもの権利」を実践する居場所づくりを行う団体を公募し、その事業の推進をサポートします。以下の公募要項に同意の上、応募をよろしくお願いいたします。

■公募にいたる経緯

まわる市民協働は、本巣市市民協働指針に基づき、市民と行政が連携して「みんなで作る本巣市らしい市民協働のまちづくり」を推進していくために、市民活動やボランティア、社会起業などを支援する活動をしている。2021年以降、本巣市を中心として「こどもの権利」を実践する居場所づくりを継続的に実施しており、この方針は本巣市市民協働まちづくり推進委員会においても継続的に承認されてきた。以上の経緯に基づいて公募する。

■公募の目的

まわる市民協働は、市民参加によるまちづくりの推進を一つの目標にしている。2022年度にまわる市民協働の事業で発行した「息の詰まるこどもと立ちすくむ大人のマガジン」内で明らかにしたように、当地域でのこどもの権利は十分に保障されていない。こどもの声を聞き、こどもと共に居場所を作るさまざまな実践が、官民間わず立ち上がってくることが望まれている。本事業は、こどもの居場所づくり活動を実施することを通じて、その長期的な担い手を育成することが目的である。

■応募資格

- ・ 3名以上の市民団体であること
- ・ 理事等、構成員の主要メンバー全員が、まわる市民協働のメンバーであること
- ・ 営利を目的とせず、公益性を有する活動を行っていること
- ・ 2027年2月24日（水）10:00-12:00に、まわる市民協働（岐阜県本巣市上保1261-4 ぬくもりの里内）で開催する活動報告会に参加すること
- ・ その他、まわる市民協働が主催する各種イベントに、可能な範囲で参加や協力をすること
- ・ 後述の事業の仕様に同意すること

■応募方法

以下の書類を、mawaru.design@gmail.com までメールにて送付してください。

- ・申請書（指定様式あり）
- ・団体の運営規約等の写し（自由形式）
- ・団体や団体メンバーの活動がわかる資料（自由形式）

■事業の仕様

応募と審査によって、実施団体が決定した場合、以下の要件を満たす必要があります。

- ・2027年2月28日までに居場所づくり活動を実施すること
- ・2027年2月28日までに実施成果や活動内容を、SNSなどで公表すること
- ・継続性に留意し、2026年度以降も独立して運営できる事業モデルを構築すること
- ・2027年2月28日までに事業実施報告書（様式あり）を提出すること
- ・本事業に係った経費について証拠書類（領収書等）を3年間保管すること（提出を求める可能性あります）

■件数 2-3件程度（総額20万円）

■事業費 1件あたり上限10万円

対象経費については別紙「対象経費」を参照すること。

なお、2026年4月以降の支出を、遡って経費の対象とすることが可能である。

■審査・選定の基準

ご応募いただいた事業計画書を審査し、事業の実施団体を指定します。

審査結果は提出から2週間後までに書面またはメールにて通知します。

審査の基準は以下の通りです。

- ・本巢市市民協働指針に準拠していること
- ・本巢市の地域課題の解決に寄与すること
- ・事業計画が具体的で実現性があること
- ・事業の公益性
- ・事業の独創性
- ・事業の継続性（寄付やボランティア等で事業を支える人々の獲得・育成を含む）

なお、「公益性」に関して、本事業においては特に下記の視点を重視します。

・子ども同士の競争原理を緩和する、ないし解放する事業であること

根拠：国連子どもの権利委員会は、子どもが過度な教育競争に晒されているということ
を問題視している。同委員会は日本に対して、過度に競争的なシステムを含むストレス
の多い学校環境から子どもを解放するための措置の強化を求めている。¹

・子どもの遊びを生み出す事業であること

根拠：子どもの遊び空間は 1955 年頃以降に大部分が失われている²。核家族化・少子
化・人口減少等により、一緒に遊ぶ仲間も減少している。さらに、上述の過度な競争原
理により、遊ぶための時間も減少している。

・子どもへのケアを（直接的・間接的に）生み出す事業であること

根拠：国は、こども若者が全国どこにいても必要な支援が受けられる環境を整備すると
ともに、全てのこども若者や家庭を対象とした乳幼児期からの切れ目ない予防的な関
わりを強化するために、国や自治体と NPO のさらなる協働を推進する³、としている。

・子どもの意見表明の機会や社会的活動に参画する機会を生み出す事業であること

根拠：国は、子どもが意見を表明し、社会に参画することで、社会施策を改善していく
ことを充実化する、としている³。本募集においては、様々な社会課題を自己責任とし
て位置付けて、子ども自身に個人単位で対策を講じさせる、という事業は「公益性が低
い」と評価する。

・応能負担が困難な事業であること

根拠：子ども以外に受益者が存在する場合、その負担能力に応じて対価を得る（応能負
担）ことを検討すべきである。本募集においては、応能負担が困難な事業は「公益性が
高い」と評価する。

■本件に関する問い合わせ先

まわる市民協働

岐阜県本巣市上保 1261-4 むくもりの里内

mawaru.design@gmail.com

<http://mawaru.jp/>

¹ 日本弁護士連合会子どもの権利委員会（2020）.“パンフレット「国連から見た日本の子ども
の権利状況」国連子どもの権利委員会 第4回・第5回政府報告書審査に基づく同委員会
の総括所見（2019.3）を受けて”。

² 仙田 満（2009）.“こどものあそび環境”. 鹿島出版会

³ こども家庭庁（2024）.“こども大綱”。

※本募集に関するご相談は、「社会プロジェクト相談窓口」で受け付けます。